

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

ふるさと納税返礼品提供事業者募集と説明会

ふるさと納税に対する返礼品事業の開始に向け、返礼品となる商品やサービスの提供にご協力いただける事業者を7月1日(金)から募集します。また、募集に先立ち説明会を次の通り実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

日時 6月23日(木)13:00~15:00

場所 サニープレイス座間3階多目的室

内容 ふるさと納税制度の概要、返礼品提供に当たっての手続きなど

対象 返礼品の商品やサービスの提供にご協力いただける事業者

申込 当日直接会場へ

※会場の都合により、参加人数を制限する場合があります。

担当 企画政策課 ☎046(252)8287 (FAX)046(255)3550

市職員（令和5年4月1日採用）募集

下表の職種を募集します。詳しくは、受験案内をご覧ください。

職種	採用人数	受験資格
A 一般事務	4人程度	平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方
B 埋蔵文化財専門職	1人程度	昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、大学または大学院で考古学（日本史学、文化財学を含む）に関する専門課程を修了した方または令和5年3月末までに修了見込みの方
C 社会福祉主事	1人程度	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で社会福祉主事の任用資格を有する方または令和5年3月末までに取得見込みの方
D 土木職（資格あり）	2人程度	昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で技術士（建設部門・上下水道部門・総合技術監理部門）、建設機械施工技士（1級）、土木施工管理技士（1級）のいずれかの資格を有する方
E 土木職（資格なし）		昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
F 保育士	6人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または令和5年3月末までに取得見込みの方
G 保健師	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和5年3月末までに取得見込みの方

受験案内の配布場所

市役所4階職員課・1階市民情報コーナー、イオンモール座間情報コーナー（市ホームページからダウンロード可）

申込 受験案内に記載された期日までに市ホームページなどから電子申請

担当 職員課 ☎046(252)7911 (FAX)046(255)3550

後期高齢者医療保険料のお知らせ

納入通知書（7月中旬送付）

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、制度を運営している神奈川県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の前年所得に応じて算定し、6月に決定します。その後、保険料をお知らせする決定通知書や、納付方法などをお知らせする納入通知書を、7月中旬に市から送付します。

保険料の納付は、原則、年金天引きとなります。ただし、最近75歳になった方、市外から転入した方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が天引き対象の年金額の2分の1以上の方、年金天引きの停止手続きをした方などは、納付書を利用し、7月から翌年3月までの各月に納付してください。納付をしに行く手間がなく、納め忘れの防止になる口座振替をぜひご利用ください。

保険料率の改定

後期高齢者医療制度は、医療給付費のうち約1割を保険料で賄い、9割を公費や現役世代からの支援金で賄っています。同制度の安定した財政運営を図るため、保険料率を2年ごとに改定しており、令和4・5年度は、**下図**のように改定します。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

令和4・5年度の保険料率（均等割額・所得割率）

$$\text{年間保険料額 (上限 66万円)} = \text{均等割額 43,100円} + \text{所得割額 (前年の総所得金額など - 基礎控除額43万円) × 8.78\%}$$

(参考) 令和2・3年度の保険料率（均等割額・所得割率）

$$\text{年間保険料額 (上限 64万円)} = \text{均等割額 43,800円} + \text{所得割額 (前年の総所得金額など - 基礎控除額43万円) × 8.74\%}$$

問合せ 神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120 (ナビダイヤル)

担当 医療課 ☎046(252)7213 (FAX)046(252)7043

危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

対象 次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 令和5年3月31日までに完了し、実績報告書の提出ができる工事

補助率 ▼通学路＝撤去費用（税抜）の4分の3（上限15万円）

▼通学路以外＝撤去費用（税抜）の2分の1（上限10万円）

申請方法 市役所4階建築住宅課で配布する申請書、点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記入した図面、現況写真（ブロック塀などの全景、工事部分、撮影日付入りのもの）、撤去の見積書写し（施工業者名、所在地、電話番号の記載と押印があるもの）を直接担当へ

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を実施します。

日時 7月30日(出)9:30~16:00※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

場所 市公民館1階小会議室

相談員 神奈川県建築士事務所協会 座間支部会員

持物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

申込 7月6日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、熱損失防止（省エネ）改修などの各工事を行うと、その家屋についての固定資産税が減額される場合があります。要件や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 (FAX)046(255)3550

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件（平成21年6月4日～令和6年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして県の認定を受けて新築されていることなど）を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。要件や申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期限 令和5年1月31日(火)

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 (FAX)046(255)3550